

日医ソ協発第23-144号

令和5年9月15日

厚生労働省保険局長

伊原和人 殿

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会

会長 野口百香



令和6年度 診療報酬改定に関する要望書

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会は保健・医療分野で働く社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）の日本最大の団体です。令和6年度の診療報酬改定に向け、以下の要望をいたします。

1. 外来における相談・連携について

外来における医療相談が制度利用、在宅療養（介護）の他、虐待、ネグレクト等、相談内容が多岐にわたり、院内及び地域の関係機関（例：ケアマネジャー、訪問看護、行政機関等）と連携を図ることも多くあります。

当協会の調査においても、外来の相談内容（複数回答）として、制度の利用（93.3%）、経済的問題（86.6%）、在宅介護（73.1%）等となっておりました。

加えて、基幹病院と地域の診療所間の医療と介護の機能分化の推進においても、社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）の役割が必要であると認識しております。

外来患者における社会福祉士の支援に関する診療報酬制度における加算等の新設を要望いたします。

(1) 外来における在宅療養導入について「在宅療養連携指導料」の新設

外来における高齢者・がん患者・医療的ケア児・難病患者等の療養環境の選択肢は広がりを見せております。その先の人生の最終段階においても入院加療を経ず在宅療養を始める患者も少なくなく、複雑な病態についてこれまでの治療の経過と今後の療養生活を支える上で、在宅療養を担う医療機関・訪問看護ステーションとの連携は欠かせません。診療情報提供書・訪問看護指示書のやりとりに加えて、患者のADL・家族状況・経済状況・各種制度の利用状況といった生活に関する情報の提供が、連携において欠かせない情報となっております。

そこで外来にて診療にあたっている医療機関の保険医または保険医の指示を受けた社会福祉士が、当該患者の同意を得て、在宅での療養上必要な説明および指導を、①地域において在宅療養を担う医療機関の保険医又は保険医の指示を受けた看護師、社会福祉士等、または②訪問看護ステーションの看護師等と共同して行う支援に対して「在宅療養連携指導料」の新設を要望いたします。

(2) 外来における認知症の初期支援について「外来認知症サポート連携指導料」の新設

今後も増加が見込まれる認知症に対する支援について、かかりつけ医を中心に外来における早期発見、早期治療が重要とされています。

特に軽度認知症の患者は、早期の治療や早期の社会資源の活用が有効であり、初期鑑別、初期診断、医療相談と適切な社会資源の活用が望まれます。

そこで外来にて診療にあたっている医療機関の保険医または保険医の指示を受けた看護師、社会福祉士等が認知症を疑われる患者に対して、認知症サポート医や認知症疾患センター等の専門医療機関への早期受診の紹介を行った場合の「外来認知症サポート連携指導料」の新設を要望いたします。

2. がん患者指導管理料の職種追加について

がん患者に治療と職業生活の両立支援、社会保障制度の活用による経済的問題の解決支援、家族への支援、地域関係機関との連携など、特に外来患者に対する社会福祉士の専門的な心理、社会的支援が求められています。つきましては「がん患者指導管理料の「ロ. 医師、看護師又は公認心理師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合」につき、医師、看護師又は公認心理師、社会福祉士が心理的不安を軽減するための面接を行った場合として、職種追加を要望いたします。

3. 入退院支援について

入退院支援加算の創設後、入退院支援にかかる人員の配置により、入退院支援が促進された面があると同時に、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等にそくした丁寧な意思決定支援とその方の豊かな生活に向けての支援が必要と考えております。

(1) 入退院支援加算の名称を、「入退院・生活支援加算」への変更を要望いたします。

(2) 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考に、ご本人を中心とした丁寧な意思決定支援とその連携について広く周知をお願いいたします。

4. 小児在宅ケアについて

児童の発達過程において、疾患や医療的ケアの状態や家庭状況を配慮したうえで、医療機関と関係機関との連携や成人移行期支援について、地域差もあり、十分に体制が整えられていない現状があります。各ステージにおける診療報酬制度の評価について要望いたします。

(1) 医療機関と教育機関及び保育施設とのカンファレンスを行った場合の評価として「教育・保育連携指導料」の新設を要望いたします。

(2) 成人移行支援について取り組んでいる医療機関に対しての評価として「成人移行支援体制加算」の新設を要望いたします。

5. ヤングケアラーフィー

子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーや育児等に不安を抱える家庭に対する相談支援、家事・育児の支援についての課題が表面化しており、医療ソーシャルワーカーが支援に関わる事例も多くあります。社会福祉士が、当該患者の居住地を管轄する市町村または指定居宅介護支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者等に対して、医師の診療情報提供書の他に在宅でのケアの担い手の問題を含んだ生活状況を示す文書を添えて、必要な情報を提供した場合に、入院、外来問わず診療情報提供料が算定することができるように要望いたします。